

総 括 調 査 票

調査事案名	(19) 労働災害休業（補償）給付費		調査対象 予算額	令和元年度：139,199百万円 ほか (参考 令和2年度：143,610百万円)			
府省名	厚生労働省	会計	労働保険特別会計（労災勘定）	項	保険給付費、社会復帰促進等事業費	調査主体	本省
組織	—			目	保険給付費、労災援護給付金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【労働災害休業（補償）給付の概要】

労働災害休業（補償）給付（以下、「休業（補償）給付」という。）とは、労働者が、①業務上の事由又は通勤による負傷・疾病等に係る療養のため、②労働することができず、③そのために賃金を受けていない、という3要件を満たす場合に、給付事由発生日以前における直近3か月の平均賃金の80%※を支給する制度である。

※ 労働基準法の規定に基づき事業主から支払われる休業補償（平均賃金の60%）との兼ね合いから、休業（補償）給付は平均賃金の60%とされているが、併せて労働者災害補償保険法の社会復帰促進等事業として行われる休業特別支給金（平均賃金の20%）が支給されている。

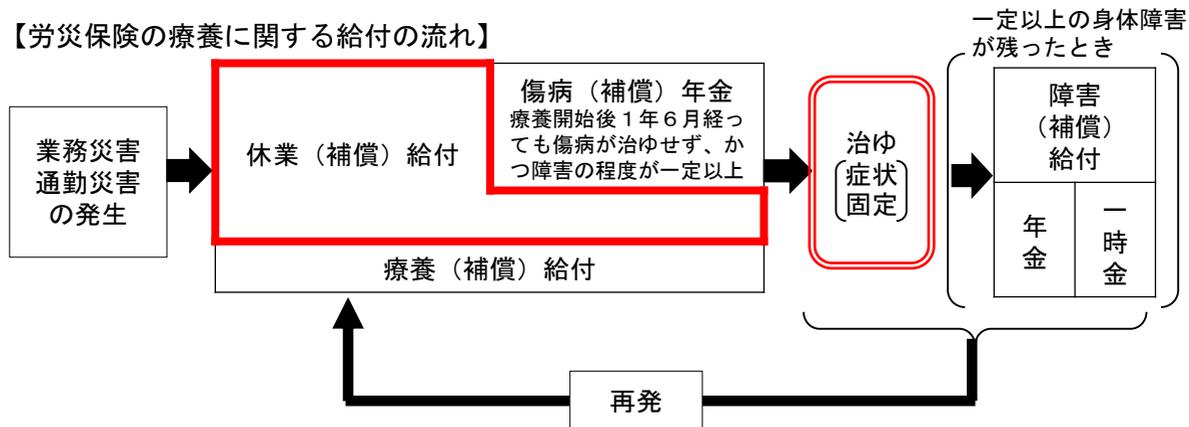
給付については、被災労働者から提出された請求書（医療機関及び事業主による証明がなされたもの）を、全国の労働基準監督署において審査を行い、労災であると認められた場合において支給決定を行っている。

【労災保険制度の保険給付の種類】

※計数は平成30年度実績。単位未満はそれぞれ四捨五入による。

保険給付 (7,461億円)	療養のため休業 する場合	療養（補償）給付 (2,636億円)
		休業（補償）給付 (981億円)
		傷病（補償）年金 (142億円)
	障害が残った場合	障害（補償）年金 (1,322億円)
		障害（補償）一時金 (301億円)
		遺族（補償）年金 (1,904億円)
	被災労働者が死 亡した場合	遺族（補償）一時金 (78億円)
		葬祭料（葬祭給付） (21億円)
		介護（補償）給付 (64億円)
	常時又は随時介 護を要する場合	二次健康診断等給付 (13億円)

【労災保険の療養に関する給付の流れ】



【労災保険における「治ゆ」（症状固定）】

身体の諸器官・組織が、健康時の状態に回復した状態のみをいうのではなく、傷病の状態が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、医療効果が期待できなくなった状態をいう。

⇒ 傷病の症状の回復・改善が期待できない状態

- ① 負傷にあつては、創面の治ゆした場合
- ② 疾病にあつては、急性症状が消退し慢性症状は持続しても医療効果を期待し得ない状態となった場合

なお、「再発」とは、①その症状の悪化が、当初の業務または通勤による傷病と相当因果関係が認められること、②症状固定のときの状態からみて、明らかに症状が悪化していること、③療養を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること、のいずれの要件も満たす場合をいう。

総 括 調 査 票

調査事業名 (19) 労働災害休業（補償）給付費

②調査の視点

1. 休業（補償）給付の受給状況について

厚生労働省においては、労災保険事業の状況を調査、集計し、毎年1回『労働者災害補償保険事業年報』（以下、「年報」という。）を公表している。

年報では、療養開始後1年以上経過した者※を「長期療養者」とし、その人数を集計、公表している。

※再発し、再度療養を開始した者（以下、「再発者」という。）を含む。

『平成30年度労働者災害補償保険事業年報』

【第18-1表 傷病別長期療養者推移状況報告（全国計）（抄）】

（単位：人）

	1年以上 1年6か月未満	1年6か月以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺	101	99	202	5,643
せき髄損傷	168	70	65	93
外傷性の脳中枢損傷	218	137	151	178
頭頸部外傷症候群	133	87	104	147
頸肩腕症候群	32	26	19	88
腰痛	206	147	120	198
一酸化炭素中毒症	3	2	—	2
振動障害	159	117	247	4,645
その他	10,091	4,976	4,836	6,473
骨折	6,583	2,729	2,474	1,777
切断	219	110	93	83
関節の障害	1,564	938	819	662
打撲傷	488	263	221	288
創傷	329	190	154	182
その他	908	746	1,075	3,481
合計	11,111	5,661	5,744	17,467

上記のとおり、療養（補償）給付においては、1年以上の長期にわたり、給付の対象となっている者が数多く見られるところ、療養（補償）給付と対をなす休業（補償）給付については、特段の調査、集計が行われていなかったことから、今回、療養開始後3年以上の長期にわたり、休業（補償）給付の対象となっている者について調査を行った。【調査対象年度】平成30年度 【調査対象先数】厚生労働省

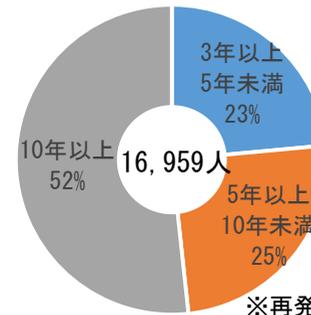
③調査結果及びその分析

1. 休業（補償）給付の受給状況について

平成30年度の休業（補償）給付について、療養開始後3年以上給付の対象となっている者は16,959人（再発者135人を除く。）であり、3年以上の長期療養者17,467人（再発者を含む。）とほぼ等しい結果となった。更にその内訳について調査したところ、約半数が10年以上給付の対象となっている者であった。【図1】

なお、支給金額においては、3年以上給付の対象となっている者に対する支給金額が、全体の35%を占めている。【図2】

【図1】休業（補償）給付状況（人数）
（3年以上給付の対象となっている者）

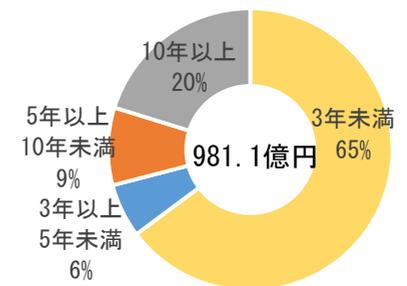


※再発者135人を除く

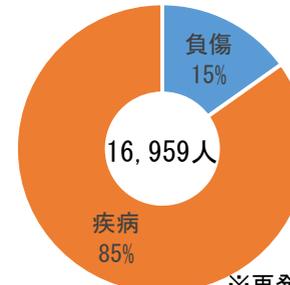
労働災害については、治ゆ（症状固定）に至りやすい傾向にある負傷によるものと、症状が悪化しやすい傾向にある疾病によるものがある。

3年以上給付の対象となっている者について調査した結果、負傷によるものは全体の15%を占めていた。【図3】 なお、支給金額においては全体の9%であった。【図4】

【図2】
《参考》休業（補償）給付状況（金額）

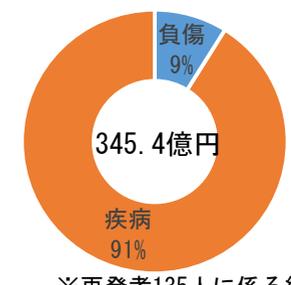


【図3】傷病別の休業（補償）給付状況（人数）
（3年以上給付の対象となっている者）



※再発者135人を除く

【図4】傷病別の休業（補償）給付状況（金額）



※再発者135人に係る給付を除く

総 括 調 査 票

調査事案名 (19) 労働災害休業（補償）給付費

②調査の視点

2. 適正給付管理制度の運用状況について

厚生労働省においては、被災労働者について、必要以上の期間にわたり療養を継続することがないよう調査を行い、場合によっては職権で治ゆ（症状固定）の判断を行い、適正な給付管理を図っている。

適正給付管理制度の運用については各労働基準監督署において行われているところ、今回その運用状況について調査を行った。

【調査対象年度】令和元年度【調査対象先数】10先

<適正給付管理制度の概要>

適正給付管理対象者
(1年以上療養を継続している者)

調査対象者の選定
(管理名簿等から傷病名や傷病の状態等を勘案し選定)

療養状況等の調査

医療機関調査
(主治医意見)
※治ゆ(症状固定)
の概念も説明

本人調査
※治ゆ(症状固定)
の概念も説明

労災医員等
からの意見聴取

療養の要否等の判断

①治ゆ
(症状固定)

②療養継続
(就労可)

③療養に専念する
ことが必要

一定以上の身体障害が残ったとき

障害(補償)給付

継続管理

※療養開始後1年6月経っても傷病が治ゆせず、かつ障害の程度が一定以上であれば、傷病(補償)年金の対象

③調査結果及びその分析

2. 適正給付管理制度の運用状況について

調査に当たっては、地域間で適正給付管理対象者の傾向に違いがあることを考慮し、各地域において中核となり、かつ適正給付管理対象者の多い労働局の労働基準監督署10署を選出し、調査票による調査を実施した。

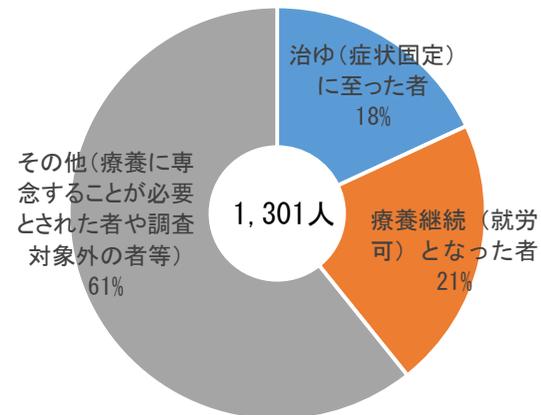
<調査対象とした労働局（上段）及び労働基準監督署（下段）>

北海道	宮城	東京	神奈川	愛知	大阪	兵庫	広島	香川	福岡
札幌中央	仙台	中央	横浜北	名古屋北	大阪中央	神戸東	広島中央	高松	福岡中央

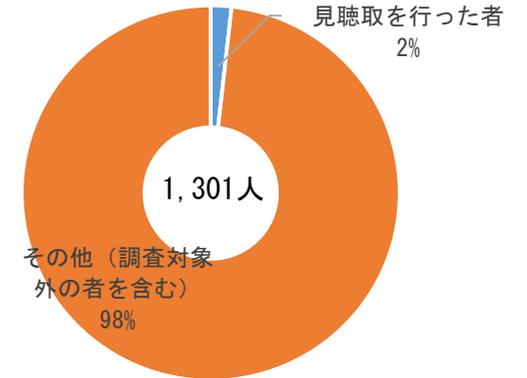
調査の結果、適正給付管理制度の運用によって、平成31年4月1日時点において3年以上療養を継続している者のうち、約4割の者が治ゆ（症状固定）や療養継続（就労可）とされ、休業（補償）給付の対象外若しくは通院等による療養に伴う一時的な休業に限定して給付の対象とされていた。【図5】

一方で、療養状況等の調査に際し、第三者である労災医員等からの意見聴取が行われたのは全体の2%にとどまっており、労働基準監督署が療養の要否等の判断を下した者のうち、療養に専念することが必要とした者や療養継続（就労可）とした者について、より適正な判断を行うための手立てがほとんど取られていない状況となっていた。【図6】

【図5】 3年以上療養を継続している者に対する
適正給付管理制度の運用状況（令和元年度）



【図6】 労災医員等への意見聴取の状況
(令和元年度) 労災医員等からの意見聴取を行った者 2%



総 括 調 査 票

調査事案名 (19) 労働災害休業（補償）給付費

②調査の視点

3. 長期療養者に係る情報公開について

政府が管掌する保険制度の運営に当たっては、保険給付状況について、適時適切に開示されることが求められるところ、今回、療養開始後3年以上の長期療養者に対する給付についての情報公開の状況について調査を行った。

【調査対象年度】平成21年度～平成30年度 【調査対象先数】厚生労働省（『労働者災害補償保険事業年報』）

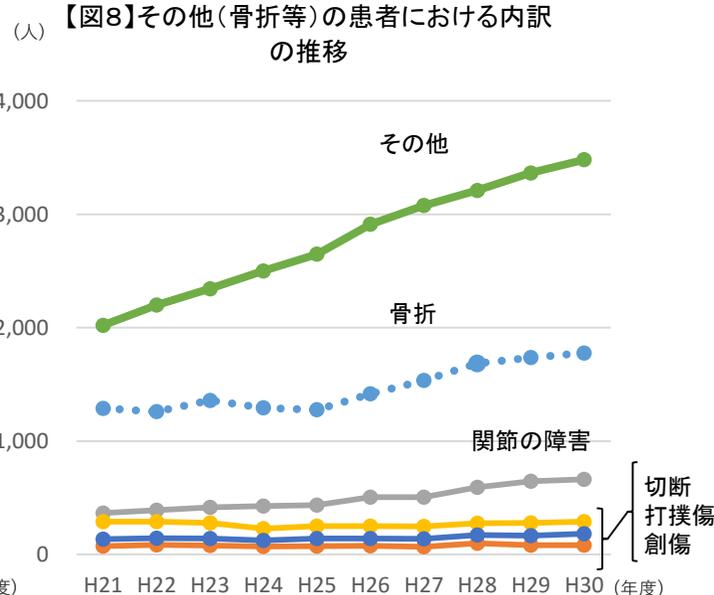
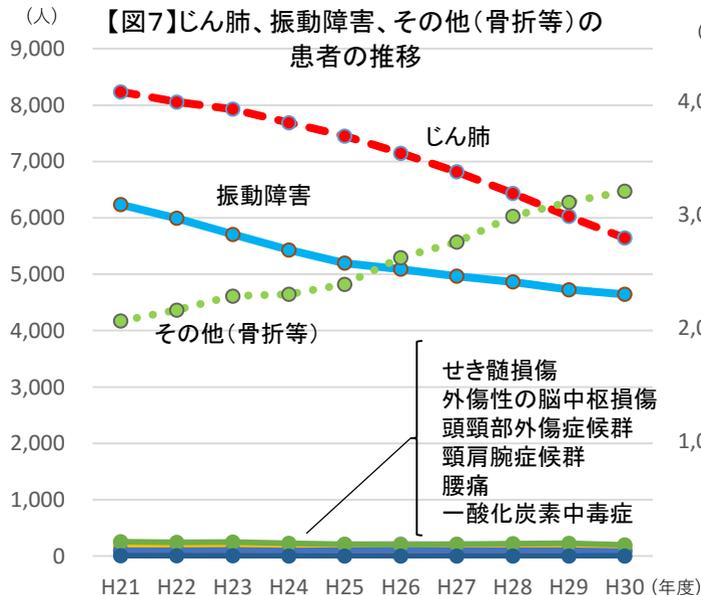


③調査結果及びその分析

3. 長期療養者に係る情報公開について

年報の傷病別長期療養者推移状況報告について、過去10年にわたり調査したところ、次のとおりであった。

療養開始後3年以上の長期療養者のうち、「じん肺」や「振動障害」の患者数が減少する一方、「その他（骨折等）」の患者が増加していた。【図7】 また、「その他（骨折等）」の患者のうち、傷病名が表示されていない「その他」に含まれる患者が近年増加している状況にあった。【図8】



④今後の改善点・検討の方向性

1. 休業（補償）給付の受給状況について

疾病と異なり、負傷については、一定期間の経過により治ゆ（症状固定）へと至ることが多いと考えられる。しかし、一度も治ゆ（症状固定）に至ることなく、長期にわたり休業（補償）給付を受給している者が一定程度見られることから、治ゆ（症状固定）の判断について再度徹底を図るべき。

2. 適正給付管理制度の運用状況について

適正給付管理制度の運用に当たり、労災医員等の活用がほとんどなされていない。第三者である労災医員等の活用により、療養に専念することが必要とした者や療養継続（就労可）とした者について、より適正な判断を行うための手立てを取るべき。

3. 長期療養者に係る情報公開について

年報における近年の療養者の推移によると、従来の区分に当てはまらない傷病が増えていると考えられる。保険制度の適正な運営の観点から、給付の対象とされている傷病について、より詳細に明らかにすべき。